

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第134回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和5年5月26日（金）9時30分～11時03分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、山下 東子（部会長代理）、相田 仁、
大谷 和子、西村 暢史、西村 真由美、藤井 威生、矢入 郁子
(以上8名)

（2）総務省

竹村総合通信基盤局長、木村総合通信基盤局電気通信事業部長、
近藤総合通信基盤局総務課長、
飯村事業政策課長、
片桐料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、
浅川料金サービス課課長補佐、柴田料金サービス課課長補佐、
永井料金サービス課課長補佐、中島料金サービス課課長補佐
山口電気通信技術システム課長、
西浦電気通信技術システム課安全・信頼性対策室長、
梶原電気通信技術システム課課長補佐

（3）審議会事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

（1）答申事項

- ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3163号】
- イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定

電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく令和5年度の接続料等の改定）について【諮問第3164号】

ウ 電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3165号】

(2) 諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3166号】

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等）について【諮問第3167号】

ウ 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部改正について【諮問第3168号】

エ 電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定について【諮問第3169号】

(3) 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款等の変更に関して講じた措置の報告について

開 会

○三友部会長 皆様、おはようございます。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第134回を開催いたします。このたび、皆様の互選により部会長を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしく願いいたします。ぜひ皆様のお力添えをお願いいたします。

それでは、早速ですが、まず議事に入る前に、当部会の新体制につきまして事務局からの御説明をお願いいたします。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 事務局の総務課課長補佐の坂平でございます。よろしく願いいたします。情報通信行政・郵政行政審議会委員の改選によります電気通信事業部会の新体制につきまして御説明いたします。

情報通信行政・郵政行政審議会委員の任期満了に伴う改選が本年の5月17日水曜日に行われまして、相田会長から当部会の所属委員の指名後、所属委員による部会長の互選が行われました。その際、三友委員が部会長に選任されました。また、三友部会長から、部会長代理として山下委員が指名され、併せて、当部会所属の各委員会の主査及び各委員会に所属する委員等を定めております。

新体制につきましては、2名の委員の交代と1名の委員の追加がございます。川濱委員及び佐藤委員が御退任されまして、新たに相田委員、西村暢史委員及び矢入委員が御就任されましたことを御報告させていただきます。

事務局からは以上でございます。よろしく願います。

○三友部会長 ありがとうございます。皆様、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速議事を始めたいと思いますが、本日、ウェブ会議を開催しております。委員9名中8名が出席されておりますので、定足数を満たしております。ウェブ審議となりますので、御発言の際はマイク及びカメラをオンにして、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

では、お手元の議事に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は、答申事項3件、諮問事項4件、報告事項1件でございます。

議 題

(1) 答申事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3163号】

○三友部会長 初めに、諮問第3163号「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」、審議いたします。

本件は、本年3月24日金曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、3月25日土曜日から4月24日月曜日までの間、総務省において意見招請をいたしました。

それでは、総務省から、内容につきまして御説明をお願いいたします。

○梶原電気通信技術システム課課長補佐 総務省電気通信技術システム課の梶原と申します。私から資料1に基づいて説明させていただきます。

まず本件について簡単に御説明させていただきます。資料15ページ目になりますけれども、現在、ネットワークについては、クラウドの進展とともに、従来はコアネットワークで提供していたような重要な機能であっても、外部のクラウド上に実装することができるようになってきております。そういった状況を踏まえまして、そうした重要な機能を実装する場合にあっては、外部の設備、他者設備であっても、それを技術基準の適用対象としていく改正案を作成し、パブリックコメントを行っていたものです。留意事項として、技術基準が適用されるのは、クラウドを提供するクラウド事業者ではなくて、あくまでもクラウドを活用する電気通信事業者であるという構造になっていることです。こうした改正案についてパブリックコメントを行っていたところ、2件の意見提出がございまして、本日はその結果について御説明させていただきます。

意見提出者は、クラウド事業者であるアマゾンウェブサービス社から1件、あとは個人から1件で合計2件が提出されております。

内容についてですけれども、アマゾンウェブサービス社からの御意見については、幾つか出てきておりますが、内容としては全て同じ種類のものでございまして、クラウドでこういった機能を具体的に提供しているけれども、それは技術基準に適合していると言えるのかどうかという確認を求める内容が多数出てきているような状況です。

ここで、先ほど補足させていただきましたが、技術基準が適用されるのは、クラウド

事業者ではなくて、あくまでもクラウドを活用する電気通信事業者になりますので、技術基準への適合性については電気通信事業者自身が確認するものであること、また、電気通信事業者が提供するサービス、電気通信役務の内容に応じて、技術基準を満たしているかどうかを確認されるものですので、そういった内容を改めて回答している形になっております。各機能について確認を求められておりますが、全て同様の回答をさせていただきます。

また、個人からの御意見につきましては、何件かありますが、基本的には御質問でありまして、それに対して回答するものがほとんどです。内容についての修正の有無になっているところが1か所だけありますが、これはページ番号が整理されていないものでございまして、改正案に修正を与えるような御質問、御意見は特になかったものと認識しております。

総務省からの説明は以上となります。

○三友部会長 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申出をお願いいたします。右下にチャットボタンがございますので、それをクリックしていただきまして、送信先を全員にさせていただき、メッセージをいただければと思います。御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特段御意見あるいは御質問ございませんようですので、諮問第3163号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございました。それでは、案のとおり答申することといたします。

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく令和5年度の接続料等の改定）について【諮問第3164号】

○三友部会長 続きまして、諮問第3164号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費

用方式に基づく令和5年度の接続料等の改定)について」、審議いたします。

本件は、本年3月24日金曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、3月25日土曜日から4月24日月曜日までの間、意見招請を実施いたしました。その結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。本日は、接続委員会の主査でもある相田委員より委員会での検討結果について御報告をいただきます。

それでは、相田主査、よろしくお願いいたします。

○相田接続委員会主査 主査を務めております相田でございます。本件の説明に入る前に、これまで接続委員会の主査あるいは番号委員会の主査としてこの部会には専門委員として時々参加させていただいておりましたけれども、今回から委員として就任させていただくことになりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、諮問第3164号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(長期増分費用方式に基づく令和5年度の接続料等の改定)につきまして、資料134-2により、接続委員会における調査・検討の結果を御報告させていただきます。

本件は、NTT東日本及びNTT西日本から、長期増分費用方式に基づく令和5年度の接続料等の改定を行うため、接続約款の変更認可申請があったものを受けたものです。本件につきましては、先ほど三友部会長から御説明がございましたように、3月25日から4月24日までの間、意見募集が行われ、3者からの意見提出がございました。提出された意見を踏まえまして、5月22日から23日までメール審議にて開催した接続委員会におきまして、接続約款変更案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方を整理いたしました。

当委員会といたしましては、資料下側の通し番号1ページにございます報告書に示しましたとおり、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更の認可につきましては、諮問のとおり認可することが適当と認められる旨を御報告させていただきます。

なお、提出された意見及びそれに対する考え方につきましては、報告書の別添として、資料下側の通し番号2ページから4ページに取りまとめているので、その詳細につきましては総務省から御説明いただけるということですので、よろしくお願いいたします。

○柴田料金サービス課課長補佐 総務省料金サービス課の柴田と申します。それでは、

資料134-2、下側の通し番号2ページ目から、提出のありました御意見と、それに対して委員会として取りまとめた考え方について御説明をさせていただきます。本件に関しては、3者から合計4件の意見をいただいております。

意見1でございます。ソフトバンクから、接続料の透明性・公平性及び接続事業者の予見可能性担保の観点から、第9次IP-LRICモデルにより算定される令和5年度の接続料水準について、令和4年度からの上昇分の根拠を明らかにすべきとの御意見です。

こちらに対しての考え方は、右側、考え方1でございますが、NTT東日本・西日本の申請においては、第9次IP-LRICモデルに入力した通話時間・通話回数等及びそれらの予測方法並びに同モデルにより算定した各機能の接続料原価が算定根拠として示されているところです。今般の申請に当たり、第9次IP-LRICモデルに入力された通話時間・通話回数が、御指摘の情報通信審議会答申における試算時の入力値を大きく下回っていることが、試算時からの上振れの要因の一つであると承知しています。また、NTT東日本・西日本においては、接続約款変更の申請に当たり、接続料の公平性・透明性の観点から、引き続き、必要な説明・情報の開示を行うべきであると考えますとしております。

続いて、意見2はKDDIから、NTT東日本・西日本においては、設備仕様による影響や制約事項等がある場合には、当該情報を含めて議論できるよう、早い段階で事実を確認し、説明することを要望との御意見です。

こちらに対しての考え方は、右側、考え方2でございますが、ワイヤレス固定電話及びひかり電話の通話において同じ識別情報が付与されるという情報は、御指摘のとおり制度の設計に大きく影響を与えるものです。このことに鑑みれば、NTT東日本・西日本においては、先般の情報通信審議会において議論に必要な情報として提供すべきであったと考えます。今後、同社においては、接続ルールに関する議論等において必要となる可能性がある情報を積極的に審議会等に提供することが適当と考えますとしております。

続きまして、意見3は楽天モバイルから、第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料の算定における適正利潤について、報酬の構成要素に含まれるレートベース、自己資本比率、自己資本利益率、 β 値について、それぞれの算定に当たっての考え方や算定方法の適正性を検証するため、客観的な観点から議論を進めることを期待との御意見

です。

こちらに対しての考え方は、右側、考え方3でございますが、適正利潤の算定方法については、総務省において、御指摘の観点も含め、必要に応じて見直しを検討していくことが適当と考えますとしております。

続いて、意見4はKDDIから、スタックテストは、接続料水準の妥当性や、競争事業者との間において、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないことを確認する上で必要。引き続きスタックテストによる検証の実施を要望との御意見です。

こちらに対しての考え方は、右側、考え方4でございますが、スタックテストの在り方については、総務省において、御指摘の観点も含め、必要に応じ検討していくことが適当と考えますとしております。

一番右の欄の「意見を踏まえた案の修正の有無」につきましては、いずれも「なし」としているものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○三友部会長 御説明どうもありがとうございました。それでは、ただいまの内容につきまして御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申出をお願いいたします。いかがでしょうか。4件の御意見をいただきまして、いずれも修正はないということでございます。特に御意見、御質問ございませんでしょうか。

それでは、特に御意見、御質問がございませんので、諮問第3164号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。相田主査、どうもありがとうございました。

○相田接続委員会主査 ありがとうございます。

ウ 電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3165号】

○三友部会長 続きまして、諮問第3165号「電気通信事業法施行規則の一部改正について」、審議をいたします。本件は、本年3月24日金曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、3月25日土曜日から4月24日月曜日までの間、総務省において意見招請を実施いたしました。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○浅川料金サービス課課長補佐　総務省料金サービス課浅川より資料134-3に基づきまして御説明申し上げます。

まず、諮問時の制度改正の概要について、資料をお進めいただいて、右肩10ページ目を御覧いただけますでしょうか。大きく2つ論点がございました。

1つ目でございますけれども、まず、NTT東西がIP網へのマイグレーションに伴いまして料金体系を変更しますことから、これに伴ったプライスカップ制度の規定の整備でございます。①でございますけれども、マイグレーション後に新たに提供するサービスの扱いに関して、国際通話については特定電気通信役務の範囲から対象外とするものでございます。また②といたしまして、NTT東西が、このプライスカップ制度の適用開始後、どれほど料金が下がってきたかを指数で見るための実際料金指数について、料金体系変更を踏まえて、指数を連続的にきちんと見られるように規定を整備するものでございます。

また、2つ目の対象サービスの検討について、加入者回線サブバスケットの廃止に係るものでございます。プライスカップ規制対象の範囲のうち、基本料等だけを見るサブバスケットについては撤廃することでお諮りしておったものでございます。これらにつきまして諮問させていただいた後、総務省でパブリックコメントをした結果が2ページ目でございます。NTT東西から1件ずつ意見が来てございます。

3ページ目に意見が書いてございますけれども、まず、2段落目から、「今回、加入者回線サブバスケットの廃止や料金指数の算出方法について、一定の簡素化や指数の連続性を保つための方法が定められたことは、制度運用の効率化の観点から適当」とのことで、諮問させていただいた事項等については賛同の御意見をいただいているかと思えます。その上で、「このプライスカップ規制は導入当初の目的・役割を終えていると認識しています。また、市場環境変化等を踏まえたプライスカップ制度の在り方について、さらなる検討が必要であると考えます」との意見をしてございます。

これを踏まえまして、右側の考え方でございますけれども、まず、この制度改正自体については、賛同の御意見として承りますとしてございます。またその上で、それ以外の今後の在り方については、こちらの制度整備も含めた検討を先だっていたしておりました上限価格方式の運用に関する研究会において取りまとめをしております。制度の在り方について総務省において根本的な見直しを行うべきとされておりますことから、

これはまた改めて総務省において検討したいと考えておりますので、このように考え方を記載させていただいております。したがって、内容に修正を要するものはございませんでしたので、こちらで御答申を頂戴できればと考えてございます。

説明は以上でございます。

○三友部会長　ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申出をお願いいたします。特に御意見ございませんでしょうか。1件のコメントが出されたところでございますけれども、特にそれに基づく修正はございません。よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見ないようでございますので、諮問第3165号につきまして、お手元の答申案のとおり答申したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三友部会長　ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。ありがとうございます。

（2）諮問事項

ア　電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3166号】

○三友部会長　続きまして、諮問事項に移ります。諮問第3166号「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」、総務省から説明をお願いいたします。

○西浦電気通信技術システム課安全・信頼性対策室長　諮問第3166号について御説明させていただきます。資料は134-4になります。内容としては、連続する通信事故の発生を踏まえた制度の見直しで、電気通信事業法施行規則等の一部改正について審議いただければと思っております。

昨年7月にKDDIで通信事故が発生いたしました。2日以上にわたって大規模な通信事故が発生したところでございますが、それに続いて、8月にNTT西日本、9月に楽天モバイル、12月にNTTドコモ、先月もNTT東西、また昨日もNTT西日本において相次いで通信事故が発生している状況でございます。

発生原因につきましては様々ではあるものの、一定程度人為的なミスも含めて共通するところが見られることと、利用者への周知も2～3時間かかったような事案も散見され、利用者への周知についても少し問題があると散見される状況でございます。

これまでは通信事故が発生した際、電気通信事故検証会議において、個別の事案ごとに検証いただいてまいりました。ただ今回、通信事故が多発したことも踏まえまして、その背景には、やや共通する課題が見られるのではないのかと、この構造問題にも踏み込んで検証する必要があるだろうとの観点から昨年12月から検証いただきまして、本年の3月に報告書として取りまとめていただきました。

5ページになりますが、内容につきましては、検証の結果、通信事故に共通する構造的な問題としまして、まずは電気通信事業者自身によるガバナンスが不足している問題。また、第三者がガバナンスをきちんとチェックするような、そういった第三者によるモニタリングが不足しているのではないのかとの問題。また、リスクの洗い出し、設備に内在するリスクの洗い出しが不十分である問題。また、KDDIの事案がまさにそうだったのですけれども、設備に高負荷がかかったときに想定していなかった動作をしてしまったことで通信事故が深刻化してしまった事案がございまして、そういった高負荷時の動作検証が不足している問題。また、訓練であったりヒューマンエラーの防止策であったり、また、先ほど御説明しましたように、利用者への周知などの課題が指摘されたところです。

これらを踏まえまして、対策についてもこの報告書で御提示いただきました。対策としましては、大きく分けて、設備のリスク対策と人のリスク対策がございまして、それを実行するヒト、モノ、カネ、組織がありますが、このヒト、モノ、カネ、組織に対して、経営層がきちんと実施状況であったり、もしくはリソースが十分なのか、こういったところを定期的に点検する義務を課し、ガバナンスの強化を図る必要があることが1点目。2点目としまして、点検された結果に対して、改めて第三者である政府が外部モニタリングを行って、その点検結果をモニタリングすることによってガバナンスを補完する取組も必要であること。3つ目としましては、設備においてリスクの洗い出し義務も必要であること。4つ目としまして、リスクの洗い出しの中でも特に、通常使っている設備に関しては、必ず予備の設備が用意されていて、設備に問題があれば予備の設備に切り替わるようになってはいますが、その設備が切り替わらなくて通信事故が発生してしまったケースがかなり散見されるところがございまして、特にリスクの洗い出しの中では、予備系の設備に切り替わらないリスクであったり、もしくは鳴るはずのアラートが鳴らなかったといったサイレント故障のリスクがかなり共通して見られるところがございまして、そういったところの洗い出しについても義務化する必要があること。

5つ目としましては、著しい高負荷時の動作検証についても技術基準で定めていく必要があること。6つ目としまして、メンテナンスの訓練や復旧訓練、そういったところについても義務化が必要であること。7つ目としまして、ヒューマンエラーの防止策も今まで制度として義務づけていなかったところがありましたので、改めてそういった制度の見直しも必要であること。また、8つ目としまして、今年3月に総務省において、利用者への周知広報に関するガイドラインを策定いたしまして、具体的には通信事故が発生してから30分以内に、きちんとホームページで利用者に周知をすることなどを定めたガイドラインがございますので、そういったガイドラインを踏まえて、適切な周知広報が必要との観点から、対策の方向性を御提示いただきました。このいただいた方向性を踏まえまして、省令改正などの見直しができるばと思っております、今回御審議いただければと思っております。

審議の対象となりますのは、5つ目の著しい高負荷時の動作検証でございまして、その部分について下線を引いてございます。具体的には、故障において利用者に及ぼす影響が大きい携帯電話の設備については、トラヒックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加を想定した過負荷試験の実施を義務づけるものでございます。また、技術基準の見直しについては、必ず自己確認の届出を総務省に提出していただいている制度がございますので、自己確認の届出の対象に、この過負荷試験に関するものも入れる見直しも併せてできればと思っております。

それに加えて、先ほど構造問題の検証の報告書で御提示いただいた方向性に基づいて、ヒューマンエラーの防止策であったり、もしくはリスクの洗い出しであったり、もしくはガバナンスの強化の観点から、経営層が実施状況であったりリソースの状況について自ら点検・評価を行うような、そういった義務化についても併せて改正ができればと思っております、また、省令に加えて細目を告示で定めているところがございます、特に訓練のところ、メンテナンス訓練や復旧訓練、また、リスクの洗い出しの観点から、予備系設備に切り替わらない、またサイレント故障、そういったリスクも含めたリスクの洗い出し、また、その洗い出されたリスクに対してどのように対応するのかといったことも新たにあらかじめ定めておく観点から、対応措置、復旧措置の整備、また、整備した対応措置を実施した場合に、どの程度利用者に影響があるのか、想定復旧時間を含めて、そういった影響評価についても義務づける必要がある観点から、告示において細目を定められると思っております。

また、それに加えて、周知広報に対するガイドラインの取組を行うことと、経営の責任者が年に1回以上、こうした遵守状況であったり、もしくはリソースの状況、ヒト、モノ、カネ、組織が十分なのかを自ら点検・評価を行う義務も課していればと考えているところです。

今後の改正のスケジュールに関しましては、本日諮問いただいた上で、1か月程度パブリックコメントにかけて、7月下旬に改めて答申書としていただいた後、速やかに制定する形で進めていければと考えているところです。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○三友部会長　　どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお願いいたします。

それでは、藤井委員、よろしくお願いいたします。

○藤井委員　　今回、電気通信事業者の自主試験になるかと思いますので、電気通信事業者毎に確認方法が違ってきたりするのではないかなと考えます。そこで、できれば電気通信事業者間で試験方法を共有するなどして、なるべく実効的な検証ができるような取組も重要ではないかと思いますので、この規則に何か入れた方が良いというわけではないのですが、そういう場を用意するとか、意見交換を密にしてもらうなどして、実効的に過負荷の試験ができるような体制を取ってもらえると良いのではないか思いました。

以上、コメントです。よろしくお願いいたします。

○三友部会長　　ありがとうございます。総務省、何かございますでしょうか。

○西浦電気通信技術システム課安全・信頼性対策室長　　御質問ありがとうございます。今回、この構造問題の報告書を踏まえた方向性として、事業者による点検結果のモニタリングを政府が行う制度の見直しもできればと考えております。具体的には、今までは通信事故が起きてから、検証の手続きがありましたけれども、通信事故が起きる前から、きちんと取組がなされているのかどうなのを含めて、平時からモニタリングを行う制度が導入できればと考えております。モニタリングの対象としては、指定公共機関であるNTT東西とNTTドコモ、NTTコミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンク、楽天に限定されるところがございますけど、先ほど藤井委員から御指摘いただいた過負荷試験の内容についても、そういった事業者に対して、過負荷試験の実施状況なども確認させていただきながら、仮に不適切なところがあれば指摘をする形で、全体の底上げを図っていければと考えているところです。

○三友部会長　ありがとうございます。よろしいでしょうか、藤井委員。

○藤井委員　ありがとうございます。

○三友部会長　ありがとうございました。

　　続きまして、大谷委員、よろしくお願いいたします。

○大谷委員　ありがとうございます。日本総研の大谷でございます。今御説明いただいたとおりで、こういった故障ですとか人的なヒューマンエラーの相次ぐ防止対策が必要な場面が、これまで増えてきたことには非常に危惧を覚えておりまして、特に携帯電話など、国民生活に不可欠なインフラとして、通信事故の発生をコントロールできる体制が本当に望まれると考えておりました。今回御提示いただいた告示案の内容ですけれども、基本的にグローバルスタンダードにのっとりた形になっているかと思えます。各種のマネジメントシステム、ISOなどの基準におきましても、医療事故の防止であるとか、あるいは交通安全への対応、労働災害の防止といったものについてリスクアセスメントを行い、それに対する、経営層も含めたリスクマネジメントを行っていく。それも、PDCAのサイクルが適切に回るような仕組みを構築するのがグローバルスタンダードの考え方だと思っております。それに非常に近い考え方に基づいて、今回、規則の改正案を御用意いただいたものと認識しております。

　　ただ、えてしてPDCAのサイクルを回していこうとしますと、そのためだけのものになりがちですので、実効性を確保するために第三者の目を入れることで、現在の行政のモニタリング機能が入っておりますけれども、それが適切に機能するようなことを望みたいと思っております。基本的に、この改正案の内容については賛同でございます。

　　以上です。

○三友部会長　ありがとうございました。総務省から何かございますか。

○西浦電気通信技術システム課安全・信頼性対策室長　大谷委員、御指摘いただきまして、ありがとうございます。大谷委員の御指摘のとおりかと思っております。そういった形でこの制度の見直しにつなげていければと考えています。ありがとうございます。

○三友部会長　よろしく願いいたします。

　　続きまして、山下委員、お願いいたします。

○山下部会長代理　ありがとうございます。私も、改正案について何かを申し上げることではないのですが、ちょっと教えていただきたいのは、通信事故の頻度が、諸外国と比べて多いのか少ないのか。特に先進国のこういう通信システムで同じような頻

度で起こっているものなのかどうかということ、恐らく報告書等には記載されているのかと思うのですけれども、簡単にお教えいただければと思います。

○三友部会長 総務省、お分かりになりますでしょうか。

○西浦電気通信技術システム課安全・信頼性対策室長 御質問ありがとうございます。
重大な通信事故の基準が国によって少し違っているところがございまして、明確に日本と比べて諸外国がどうなっているのか、その状況については、十分情報を持ち合わせていないところがございます。ただ、急激に技術の進歩が図られるような時期においては、これまでのトレンドからして、通信事故が頻発する傾向がやや見られるところがあり、特に最近で言えば、5Gであったり、クラウド化、仮想環境の技術の進歩に伴って、直接的には様々な理由はあるものの、間接的にそういった技術の進展も影響して、通信事故が少し増えているところはあるのですけれども、諸外国と比べて特に日本において通信事故が多いわけではないのかなと考えているところです。

○山下部会長代理 ありがとうございます。

○三友部会長 ありがとうございます。

続きまして、西村委員、お願いいたします。

○西村（暢）委員 中央大学の西村と申します。今回から新たに委員として就任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、総務省にお願いという形で発言をさせていただければと思っております。資料5枚目のところで、平時からのモニタリングも含めて、7社に対して行う、そして、まずは行政によるモニタリングの点について非常に重要なこととして、既にそれぞれの委員の皆様から御指摘があったとおりの賛同いたします。

その上でお願いですけれども、今回の諮問事項の範疇ではないかもしれませんが、行政のモニタリングで終わるのではなく、そこに閉じない形でその後の、例えばですけれども、電気通信事故検証会議など第三者的なモニタリングが別途必要ではないかと思つた次第でございます。御検討いただければと思っております。

以上でございます。

○三友部会長 ありがとうございます。総務省、お願いいたします。

○西浦電気通信技術システム課安全・信頼性対策室長 御指摘のとおりかと思っております。行政がモニタリングを行い、その点検結果に関して、電気通信事故検証会議にも御報告させていただきながら、進めていければと考えているところです。

○三友部会長　よろしいでしょうか。

続きまして、相田委員、お願いいたします。

○相田委員　先ほどの藤井委員のコメントに関連して、電気通信事業者によって冗長構成の作り方がいろいろ違いますので、過負荷試験において一律に何倍の負荷をかけるべきとかいうようなことはふさわしくないとは思いますが、こういう設備構成のときにはこれくらいの負荷をかけたらいいのではないかと民間で少し検討いただいて、そういったものがもし標準化できたら、そこを参照して過負荷試験を行いなさいというようなことをお勧めする手はあるのではないかなと、どこかそういう検討をお願いできるところがないか、総務省でお考えいただけないかなと思いました。

以上です。

○三友部会長　ありがとうございます。総務省、いかがでしょうか。

○西浦電気通信技術システム課安全・信頼性対策室長　ありがとうございます。電気通信設備は技術の進歩が激しいところがございます、制度として何倍という基準を定めてしまうのは、今後の技術進歩に応じて、時代にそぐわなくなってしまう危惧があるかと思えます。ですので、過負荷試験は過負荷試験として定めさせていただきつつ、どのようなレベルが適切なのか等に関しては、行政による外部モニタリングを通じて電気通信事業者にも点検させていただきながら、仮にほかの会社と比べて著しく低下するような過負荷試験しかなされていない電気通信事業者に対しては、その動向について御説明させていただいて、改めるべく検討いただく形で、業界全体の底上げを図っていければと考えているところです。

○相田委員　ありがとうございました。

○三友部会長　ありがとうございます。そのほか、よろしいでしょうか。いずれの御意見も、この内容の実効性を担保することだと思いますので、実際にこれが施行された際には、その点も御留意いただければと思います。特段、内容について変更を要するようなことはございませんでしたので、本件につきましては総務省から報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請は、5月27日土曜日から6月26日月曜日までといたしますが、そのような形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長　ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたします。

ありがとうございます。

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等）について【諮問第3167号】

○三友部会長 続きまして、諮問第3167号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等）について」、総務省から御説明をお願いいたします。

○片桐料金サービス課長 総務省料金サービス課長の片桐でございます。お手元の資料134-5を御覧いただければと思います。

まず、申請の概要につきまして御説明を差し上げたいと思いますので、2ページ目を御覧ください。本件は主に令和5年度の加入光ファイバに係る接続料の改定とNGNの県間通信用設備に係る接続料の設定等を行うものでございます。

次のページを御覧ください。一番下に実施予定日を記載してございますが、加入光ファイバに係る接続料につきましては令和5年4月1日、NGNの県間通信用設備に係る接続料につきましては令和5年6月16日、昨年の電気通信事業法の一部を改正する法律の施行日でございますが、この施行日から適用する形になってございます。

それでは、右肩2ページ目を御覧ください。接続約款の変更認可申請の全体像でございます。既に実績原価方式及びLRIC方式に基づく令和5年度の接続料の改定につきましては、認可又は申請済みでございます。今般、加入光ファイバに係る接続料の改定につきましては、令和5年4月から令和8年3月の3か年の接続料について、また、NGNの県間通信用設備に係る接続料の改定につきましては、令和6年12月の1年7か月の接続料を設定するものでございます。接続約款の認可申請に合わせまして、接続料と利用者料金との関係の検証についても報告がありましたので、この後御説明させていただきます。

それではまず、光ファイバに係る接続料の改定等について御説明させていただきたいと思っております。右肩5ページ目を御覧ください。加入光ファイバ接続料の将来原価方式での算定範囲でございます。加入光ファイバは大きくシェアードアクセス方式とシングルス

ター方式に分かれておりまして、将来原価方式の算定範囲は赤で書かれている部分でございます。

右肩6ページ目を御覧ください。加入光ファイバ接続料の推移でございます。加入光ファイバにつきましては、今回、令和5年度から7年度までの3か年につきまして、年度ごとのコストと需要を予測して算定する将来原価方式により算定されているものでございます。今回の改定案、これは右側の黄色のところでございます。今回の改定案においては、新型コロナウイルス感染症の拡大等によりまして減少した報酬が回復したこと等に伴い、昨年度に比べて大幅に上昇しているところがございますところ、令和2年度の接続料と比べますとおおむね同水準となっております。また、令和6年度以降、需要の増加が見込まれること等に伴いまして、低減していく見込みでございます。なお、今次申請におきましては、光ファイバの耐用年数の見直しと報酬の算定方法の見直し等も併せて行われます。

右肩7ページ目を御覧ください。まずは、需要の予測についてです。フレッツ光における純増数の逓減傾向等によりまして、ペースは鈍化するものの、総芯線数は引き続き増加することで、NTT東日本で19万芯、NTT西日本で22万芯の増加を予測しているものでございます。赤枠内の詳細は委員限りでございます。

続いて右肩8ページ目は、接続料原価の予測でございます。令和3年度接続会計と令和4年度の見込み値を基にしまして、需要に応じた投資額を見込んだ上で、施設保全費の効率化としてマイナス3%、これを考慮して予測したものでございます。新型コロナウイルス感染症の拡大等によって減少した報酬の回復のほか、メタル回線と共用する電柱・土木設備のコストにおいて、メタル回線の契約数の減少に伴いまして、加入光ファイバに配賦される比率が上昇いたします。こうしたことによりまして、今次の申請におけます見直しの効果を踏まえても、NTT東日本で113億円、NTT西日本で86億円の上昇を予測しているところでございます。

右肩9ページ目を御覧ください。今次申請における接続料算定方法の見直しの1つ目としまして、光ファイバに係る耐用年数の見直しが行われているものでございます。こちらは、昨年度の当審議会の議論におきまして、光ファイバの経済的耐用年数については、設備の利用実態を適正に反映したものであることが重要であって、適時適切に見直していく必要があるとされたこと等を踏まえまして、NTT東日本・西日本に対して、光ファイバの耐用年数について検証・報告を要請したところでございます。これを踏ま

えまして、NTT東日本・西日本において光ファイバの耐用年数について検証を行いましたところ、光ファイバに係る耐用年数を見直して、架空光ファイバでは25年、見直し前は20年でしたのでプラス5年になります。また、地下光ファイバでは30年、見直し前は28年でしたのでプラス2年になります。これらを今回の申請に反映するものでございます。この影響によって、加入光ファイバの接続料原価においては、NTT東日本で42億円、NTT西日本で35億円の減少になります。

続いて右肩10ページ目は、加入光ファイバの撤去率を基にした耐用年数の推計結果についてでございますが、説明は割愛いたします。

右肩11ページ目を御覧ください。今次申請における接続料算定方法の見直しの2つ目である報酬の算定方法についてです。報酬の算定方法につきましては、接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえて、今次申請において算定方法を見直されることとなりました。具体的には、CAPM的手法における β 値について、少なくともNTT持株会社の β 値を上回ることはないことを念頭に、直近の外的要因による影響を勘案して、見直し前は β 値が0.6であったものを、0.566と見直すものでございます。

また、主要企業の自己資本利益率の算定方法につきましては、長期的に安定的な指標である長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムを採用するものでございます。この点、接続料規則に規定された報酬の算定方法上はこれを採用することは想定されていないため、見直しに係る3条許可が併せて申請されております。

これらの影響によりまして、接続料原価においては、NTT東日本で71億円、NTT西日本で49億円の減少になります。

右肩12ページ目は、先ほどご説明した報酬の算定方法について具体的な状況を示したものでございまして、説明は割愛いたしますが、御参照ください。

右肩13ページ目を御覧ください。加入光ファイバ接続料に係るコスト効率化・削減の取組について、NTT東日本・西日本におきましては、平成27年度の情報通信審議会の答申を踏まえまして、コスト効率化・削減の取組を進めております。直近の令和3年度における費用削減実績については、NTT東日本で167億円、NTT西日本で176億円の費用削減を行った形です。

続きまして、右肩14ページ目を御覧ください。乖離額の調整でございます。接続料規則におきましては、今回の算定方法として採用している将来原価方式による接続料算定に生じた調整額については乖離額調整を行わない、調整額はゼロと規定されていまし

て、現行制度上、乖離額を接続料原価に算入することは認められておりません。ただ、前算定期間における加入光ファイバ接続料については、3条許可をすることによりまして、特例的に乖離額を接続料原価に算入することが認められております。令和3・4年度におきましては、下のグラフのとおりでございますが、令和3年度に関しては負の、令和4年度に関しては正の乖離額が生じているところでございます。

続いて右肩15ページ目を御覧ください。今回、こういった乖離額の算入方法について3条許可の申請があったところでございますが、今回、令和3・4年度の乖離額を合算しまして、今次申請に係る3年間の接続料原価に平準化して算入することとされております。これによる接続料単金への影響は、NTT東日本で28円のマイナス、NTT西日本では30円のプラスになってございます。

右肩16ページ目を御覧ください。乖離額調整で、今次算定期間において生じる乖離額の扱いでございます。NTT東日本・西日本からは、今回の申請においても、前算定期間と同様に、今次算定期間における各年度の調整額を次年度以降の接続料原価に算入することに係る3条許可の申請がございました。

右肩17ページ目・18ページ目は参考ではございますが、加入光ファイバに係る固定資産、設備管理運営費の状況、内訳でございます。

右肩19ページ目が、電柱・土木設備に係るコストの配賦の状況です。

続いて右肩20ページ目を御覧ください。シェアドアクセス方式に係る接続料の適用についてです。具体的にはNTT東日本・西日本が設置するシェアドアクセス方式の加入光ファイバの各種設備について、将来原価方式で算定されない部分、光屋内配線等も含めて、他の電気通信事業者が接続ルールに従って利用する場合に支払う接続料を示したものです。内訳は下の表のとおりでございますが、主端末回線の芯線の收容率が上がると、1收容当たりの接続料負担は低減していく形になっています。收容数ごとの1ユーザー当たりの接続料を試算したのが一番下の表になってございます。收容数が1のときから收容数が8のときまで、それぞれの1ユーザー当たりの接続料は御覧のとおりでございます。

右肩21ページ目を御覧ください。こちらは参考でございますが、シェアドアクセス方式に係る接続料の推移でございます。接続事業者が1ユーザーに対してサービスを提供する際に負担する接続料について、主端末回線1芯線当たり2ユーザーの場合と4ユーザーの場合、その負担額の推移を載せているものでございます。令和5年度におきま

しては、令和2年度と比較してやや減少し、令和7年度にかけて微減していくという傾向になってございます。赤枠内については、委員限りの情報でございます。

続いて、NGNの県間通信用設備に係る接続料について御説明を差し上げたいと思います。

まず右肩23ページ目を御覧ください。NGNの県間通信用設備は、昨年の電気通信事業法の改正等によりまして第一種指定電気通信設備になりましたので、それに基づいた接続料を算定するものでございます。

右肩24ページ目を御覧ください。新たに第一種指定電気通信設備として指定されたNGNの県間通信用設備につきまして、接続料を設定して、改正法が施行される6月16日から適用するものでございますが、IPoE接続に係る県間接続料につきましては、これまでも任意約款で規定をされておりました。今回、指定設備になったことにより改めて接続料を算定したところ、NTT東日本で35万円減、NTT西日本で275万円減になってございます。なお、IP音声接続と優先パケット転送機能に係る県間接続料につきましては、既に接続料に準じた負担額の算定が行われておりますので、今回、接続料の改定は行われないうことにしております。

右肩25ページ目を御覧ください。NGN県間接続料の算定方法と需要の予測でございいます。まず、NGNの県間接続料につきましては、令和6年12月までの期間を算定期間とする将来原価方式により算定されてございます。IPoE接続に係る接続料についても、県内接続料と算定期間の終期を合わせまして、同じく令和6年12月を算定期間とする将来原価方式により算定されることになっております。これにより付随的に、算定期間中におけるゲートウェイルータの利用ポート数の変動の影響も平準化されることとなります。

需要については、令和4年度までの契約数・トラフィック量等を基礎として、原価については令和3年度の接続会計を基礎として、需要に応じた必要最小限の投資を見込むことで予測をしております。原価は、ポート実績トラフィック等を用いて各機能に按分して、IPoE接続に係る原価をゲートウェイルータのポート数で除して接続料が算定されております。

右肩26ページ目を御覧ください。NGN県間接続料の算定方法における原価の分計についてでございます。NGN県間接続料の原価範囲は県間中継ルータと県間伝送路であるところ、県間伝送路のうちの一部については、各機能で占有されるために直課され、

他機能については、ポート実績トラフィック比により按分されています。また、県間伝送路の占有区間と共用区間の分計については、芯線長比をコストドライバーとして案分するという形になってございます。

右肩27ページ目は単県POIの設置状況でございますが、説明は割愛いたします。

続いて右肩28ページ目を御覧ください。イーサネットフレーム伝送機能に係る接続料の補正でございます。イーサネットフレーム伝送機能でございますが、これは接続事業者が、自網をNTT東日本・西日本のゲートウェイスイッチ・ルータに接続して、同社のイーサネット網を利用するための機能でございます。ただ現在、接続事業者による利用はございません。この接続料は、令和3年度の接続料の改定におきまして、令和3年度から令和7年度までを算定期間とする将来原価方式により算定されて、認可済みでございますが、広帯域品目の提供開始や需要の増加等によりまして、収入が実績原価を大幅に上回る見通しでございます。具体的には、NTT東日本でプラス16億円、NTT西日本でプラス275億円の乖離が既に生じてございます。現算定期間において生じる多額のマイナスの調整額を次期算定期間において調整することとすると、接続料水準がコストの実態から大きく乖離することになりますので、これを防ぐために、最新の需要予測に基づく現行の接続料の補正を行うものでございます。補正の結果については、下の表のとおりでございます。

右肩29ページ目を御覧ください。その他の事項でございます。右肩30ページ目が、今回、接続料規則第3条に基づく許可申請等があったものの全体でございます。3つございまして、1つ目が自己資本費用の算定方法について、2つ目が加入光ファイバに係る調整額の扱いのうち令和3年度及び令和4年度の乖離額の調整について、3つ目が加入光ファイバに係る調整額の扱いのうち令和5年度から令和7年度までの乖離額の調整額についてでございます。いずれも適当と考えられるため、許可をしたいと考えてございます。

右肩31ページ目を御覧ください。今回も、接続料の認可申請と併せて、接続料と利用者料金との関係の検証、いわゆるスタックテストを行っております。スタックテストにおいては、固定通信分野における接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針がございまして、こちらに基づいて行われるものでございます。大きくはサービスごとの検証とサービスメニューごとの検証、2つに分かれておりまして、サービスごとの検証については、右肩32ページ目に結果をまとめてございますが、この検証によりまして、価

格圧搾による不当な競争を起こすものは認められなかったものでございます。

右肩33ページ目、こちら赤枠は委員限りでございますけれども、全てのサービスメニューについても、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものと認められなかったとの結果でございました。その他の変更・報告内容について説明は割愛させていただきまして、少しページを飛んでいただき、資料下の通し番号79ページ目を御覧ください。審査結果でございます。今回の接続料の改定等につきまして、電気通信事業法関係審査基準に基づき審査をしたところ、全ての項目につきまして「適」でございました。

これを踏まえ、通し番号1ページにお戻りいただき、諮問書を御覧いただければと思いますが、今回、NTT東日本・西日本から認可申請がございました接続約款の変更については、審査した結果、電気通信事業法第33条第2項、第4号各号の規定のいずれにも適合していると認められるので、総務省としては認可することとしたいと考え、諮問いたします。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三友部会長 大変大部な資料でしたが、御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして、皆様から御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申出をお願いいたします。大変内容が多く、すぐに理解するのはなかなか難しいところもございますけれども、審査結果は適とのことでございます。

それでは、大谷委員、よろしくお願いいたします。

○大谷委員 ありがとうございます。大部にわたる資料について御説明をありがとうございました。内容については御説明いただいたとおりで、非常にうなずけるものかと思えます。特にβ値の見直し等については、きめ細かに検討していただいたことが伝わるものでございました。実際の需要の見通しであるとか実績値との乖離はどうしても避けられないものだと認識しておりますし、それについても透明性を確保した補正の仕方を検討いただいておりますし、いずれも納得のいく御説明になっていたかと思いますが、1点、イーサネットフレーム伝送機能、これはNTT東西の自社利用ではありますけれども、需要が非常に増加していて、特にNTT西日本での増加額が、このままいけばかなり乖離が出てくるところが不思議に思っております。

需要予測を正確に立てるのはなかなか難しいとは思いますが、できるだけ乖離が生じないようにするために、何か留意しておくべきことについて、どのようにお考えなのか、総務省のお考えをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

- 三友部会長　それでは、総務省、お願いいたします。
- 片桐料金サービス課長　当課課長補佐の永井から簡単に御説明させていただければと思います。
- 永井料金サービス課課長補佐　永井でございます。本件につきましては、当初の需要の予測においては想定していなかった広い帯域のところまで用いてしまったことで、このような乖離が発生してしまった事象でございます。こういった点につきましては、総務省といたしましても、乖離の状況等について、日々、NTT東日本・西日本とやり取りをしているところでございますし、こういったことが判明した際には、必要に応じ、算定期間の最後を待たずして対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

- 大谷委員　事情はよく分かりました。ありがとうございます。
- 三友部会長　ありがとうございました。そのほかにいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。そのほかに御質問、確認のコメント等ございませんので、それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請は2回実施することとし、1回目の意見募集期間は、5月27日土曜日から6月26日月曜日までといたします。その後、2回目の意見招請を行ってから、接続委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申を取りまとめることとしてはいかがかと思っておりますけれども、そのような手続でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 三友部会長　ありがとうございました。それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

ウ　基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部改正について【諮問第3168号】

- 三友部会長　続きまして、諮問第3168号「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部改正について」、こちらについても総務省から説明をお願いいたします。

○柴田料金サービス課課長補佐　それでは、料金サービス課の柴田より説明をさせていただきます。資料134-6を御覧ください。本件は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案をお諮りさせていただくものでございます。資料下側のページ番号1が諮問書でございます。その具体的な内容につきまして、概要資料により御説明をさせていただきます。

資料、右肩1ページを御覧ください。改正の概要でございます。IP網への移行期間中のユニバーサルサービス補填額の算定に用いるLRIC（長期増分費用）モデルとして、最新の第9次IPモデルの内容を反映させるものでございます。そのため、IP-LRICモデルに基づく原価の算定方法などを規定しております令和2年総務省令第53号の附則別表第1から第5までを改正いたします。別表の概要は左下に記載されているとおりでございます。ここに記載されている内容に、右下の第9次IP-LRICモデル、既に接続料算定に用いられているモデルの内容を反映させるものでございます。

右肩2ページを御覧ください。今後の想定スケジュールでございます。一番上の行ですが、本日、省令改正案につきまして諮問させていただき、御審議をいただきまして、進めてもよいということございましたら、パブリックコメントに付しまして、7月に改めて御審議をいただき、答申を頂戴したいと考えております。答申で改正が適切とお認めいただけましたら、8月までに省令の公布、施行をさせていただきます。その後、下側に参考として挙げている破線の中でございますけれども、総務大臣からNTT東日本・西日本に行く通知に基づき、NTT東日本・西日本が資料提出を行った上で、TCAから総務大臣へ交付金の認可申請がなされる予定です。認可申請を受け、改めて情報通信行政・郵政行政審議会へ諮問させていただき、適当との答申がいただけましたら認可するといったスケジュールで進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、右肩3ページでございます。こちらは、LRICモデルによる接続料及びユニバーサルサービス補填額の算定について記載してございまして、接続料と同様に今回、ユニバーサルサービス補填額の算定においても、第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルを組み合わせ、その加重平均の比率は年度ごとのトラヒック移行の割合の予測に基づいたものとするものです。そのために、第9次IP-LRICモデルの内容に対応する省令改正を今般行うものでございます。

その後ろのページの資料が改正省令案の本文でございまして、令和2年総務省令第53号の附則別表第1から第5までの改正となります。大部となりますので、各欄の説明

につきましては割愛させていただければと存じます。

総務省からの説明は以上でございます。御審議のほど、何とぞよろしく願いいたします。

○三友部会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申出をお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、相田委員、お願いいたします。

○相田委員 今、御説明いただいたことでございますけれども、接続料について、もう既に行っている内容をユニバ補填金の算定にも用いることは妥当なものと思います。

以上でございます。

○三友部会長 ありがとうございます。御賛同の御意見をいただきました。そのほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましても、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請は、5月27日土曜日から6月26日月曜日までといたします。また、提出された意見を踏まえ、ユニバーサルサービス委員会において調査・検討をいただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。その旨、決定することといたします。ありがとうございました。

エ 電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定について【諮問第3169号】

○三友部会長 続きまして、諮問第3169号「電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定について」、総務省から説明をお願いいたします。

○中島料金サービス課課長補佐 総務省料金サービス課の中島と申します。それでは、資料134-7に基づきまして、諮問第3169号、電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定について説明をさせていただきます。1ページ

おめくりください。2ページにつきましては、諮問書となっております。具体的な内容につきましては、3ページ以降の概要で説明させていただきたいと考えてございます。

それでは、1ページおめくりいただきまして、横紙の資料を御覧ください。右肩1ページでございます。電気通信事業法第27条の3の規律の概要でございます。電気通信事業法第27条の3につきましては、下の図にございますとおり、通信契約とセット購入時の端末代金の値引き等の利益の提供を上限2万円に制限することを始めといたします。通信料金と端末代金の完全分離、期間拘束契約の期間の上限を2年とし、違約金の上限を1,000円とする等の行き過ぎた囲い込みの禁止を携帯電話事業者等に課していくものでございます。

右肩2ページでございます。現在、規律の対象となっている電気通信事業者といたしましては、MNOやMNOの特定関係法人のうち移動電気通信役務を提供している者、また、移動電気通信役務の利用者の数の割合が0.7%を超えるMVNOについて、指定しているところでございます。この指定事業者の変更の有無につきましては、概ね年に1回のペースで確認をさせていただいているところでございまして、その確認方法といたしましては、まず、MNOに対しまして、移動電気通信役務を提供する自社の特定関係法人の増減の有無を確認する。もう1点は、年度末時点の移動電気通信役務の利用者の数を用いて、利用者の数の割合が0.7%を超えるMVNOの有無の確認を行っているところでございます。

右肩3ページでございます。今般、その確認を実施させていただきましたところ、MNOの特定関係法人におきましては、ソフトバンクの特定関係法人であるヤフーが移動電気通信役務の提供を既に終了されているところでございましたので、1社減となっているところでございます。また、MVNOにつきましては、令和5年3月末の利用者の数を確認したところ、新たな対象となるような者はいなかったところがございます。この結果を踏まえまして、現在、下の図のとおり、32社指定をしているところでございますけれども、今回の確認の結果、1社減でございますので、今回改めまして31社を指定する、そういった内容の告示を制定させていただきたいと考えているところでございます。

次ページ以降につきましては、現在説明をさせていただいた内容の告示を示させていただいているところでございますので、御確認いただければと考えてございます。

総務省の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○三友部会長 御説明どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申出をお願いいたします。

それでは、西村委員、お願いいたします。

○西村（真）委員 ありがとうございます。令和5年の告示については、承知いたしました。ただ、この指定事業者については、今後変わる可能性があるとの話も伺っておりますので、今後の可能性みたいな話について少し御説明いただけたらと思いました。

以上です。

○三友部会長 総務省、いかがでしょうか。

○中島料金サービス課課長補佐 総務省でございます。西村委員、御質問ありがとうございます。今西村委員がおっしゃっていただいたのは、恐らくでございますけれども、別の場でございますが、競争ルールの検証に関するワーキンググループで、正に電気通信事業法第27条の3の施行状況を踏まえた見直し作業を並行して行っているところでございます。その議論の結果によりましては、指定事業者の数も変わってくるかと思っております。こちらの議論、まだ議論の途中でございますので、その結果次第、恐らく報告書等でまとまる場所がございますので、まとめ次第、もし変わった場合には改正させていただければと考えているところでございます。

簡単ではございますが、よろしくをお願いいたします。

○西村（真）委員 ありがとうございます。

○三友部会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。特段御意見ございませんでしょうか。

それでは、特に御発言ございませんので、本件につきましても、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請は6月1日木曜日から7月3日月曜日までといたしますが、そのような形でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三友部会長 ありがとうございます。それでは、その旨、決定することといたします。ありがとうございました。

(3) 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款等の変更に関して講じた措置の報告について

○三友部会長　　続きまして、報告事項に移ります。「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款等の変更に関して講じた措置の報告について」、総務省から説明をお願いいたします。

○浅川料金サービス課課長補佐　　料金サービス課の浅川より、資料134-8に基づきまして御報告申し上げます。

資料を進めていただきまして、右肩1ページ目を御覧ください。NTT東西が提供いたします電報サービスについて、昨年以降、配達条件や料金の見直しが実施されました。これについては、昨年5月に本部会で御答申を頂戴いたしまして、6月に総務省から認可をいたしたものでございます。変更内容を下の表にまとめてございました。主なところとしましては、当日の配達受付時間が8時から19時を8時から14時に変更、受付方法についてはFAXの廃止、また、料金の課金体系について、文字数ベースのものからページあたりのものになる、こういった変更がなされたところでございます。

2ページ目を御覧ください。こちらの認可に係る答申に際しては本審議会より、利用者に対して十分な周知及び適切な問合せ対応を求めることといただいておりますところから、2番、3番にございますように、総務省よりNTT東西に対して要請をしておったところでございます。これに関する報告がまとまりましたので、3ページ目以降に概要を記載してございます。

3ページ目を御覧ください。まず、問合せ件数でございます。月ベースでまとめてございますけれども、少なくとも月23件、多くて112件と、総計で673件程度というところの件数が問合せとして来てございます。また、周知対応といたしまして、この線表のように、それぞれの対応方法をまとめてございますけれども、例えばサイトでの受付時、また、電話やFAXでの受付時といったそれぞれの受付時において、見直し内容を随時御案内したり、会員に対してはメールで、また、大口利用者に対しては個別の対応で変更内容を説明していると聞いてございます。インターネットやタウンページ、チラシであるとか、そういった各種媒体で周知を図るとともに、専用のコールセンターを常設で設置して対応してきたところでございます。

その結果、問合せ対応といたしまして、下の囲みでまとめてございますけれども、主な内容といたしましては、FAXが廃止されることから、それ以外での操作方法であるとか配達受付時間の確認、そういったところの問合せがあり、継続して対応が必要との相談についてはないと聞いてございます。

4ページ目に周知内容のサンプルを掲載してございますけれども、電報受付サイトであるとかメール、チラシについてはこのように周知をしているところでございます。問合せの例も今御紹介いたしましたけれども、このようなものが問合せとして来ております。全体としては特段の大きなトラブルなく、サービスが移行されていると聞いてございます。5ページ目以降は参考資料と実際の報告内容でございますけれども、大部にわたりますので説明は割愛させていただきます。

報告は以上でございます。

○三友部会長　　どうもありがとうございました。時代の流れを感じますが。ただいまの御説明につきまして何か御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申出をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

それでは、大谷委員、お願いします。

○大谷委員　　ありがとうございます。私自身も電報ユーザーというか、慶弔利用では使っているほうだと思いますので、この補足説明などの資料を拝見して、本当に時代の移り変わりを実感しているところです。5ページの表のところですけども、2022年も、慶弔だけではなく一般利用がそれなりにありますが、一般に電報を使う状況が、どういう場合に使われているのかがあまりイメージできないので、素朴な質問ですけども、どのような利用者がどういう場面で使われているのか、少し情報を補っていただけるとありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○浅川料金サービス課課長補佐　　こちらは変更前の区分でございましてけれども、一般と慶弔のところがまず料金体系の区分としてございまして、お申込みがあったものに応じて区分されていると理解しています。そのため、恐縮ですが、具体的にどのような内容かまでは承知しておりません。また、変更した後はその区分もなくなりますので、傾向としては変わらないでしょうけれども、具体的なところは承知しておりませんので、御容赦いただければと存じます。

○大谷委員　　ありがとうございます。区分がなくなるので、あまり気にしなくてよくなるのかもしれませんが、一般的な通信手段として使われている方がいらっしゃる

ということですが、その方たちが迷わないようにするために、これまで十分に広報もしていただいているわけですが、窓口で普通にお電話されてきた方にも丁寧な御対応をお願いできればと思います。

以上でございます。

○三友部会長　　ありがとうございました。

続きまして、西村委員、お願いいたします。

○西村（真）委員　　ありがとうございます。先ほどの件で、まさに私が利用いたしましたので、少し御紹介いたしますと、固定電話だけしかない人間と至急連絡を取りたいと思ったのですが、なかなか連絡が取れないので、この間、安否確認を兼ねて電報を送りました。手渡しで渡していただけるので、無事安否が確認できたことがありましたので、そういう利用されている人も、そういう話でした。

以上です。

○三友部会長　　ありがとうございます。そういう点では、いまだに非常に重要な役割を担っているということだと思います。他方で、コスト的なものもありますし、ビジネスとして成り立つかどうかもありますので、悩ましいところですが、いつまで続くのか、そこも若干気になるころではございます。

相田委員から御質問がございます、よろしくお願いいたします。

○相田委員　　いわゆる合格電報のことではないでしょうか。

○浅川料金サービス課課長補佐　　ここも2022年までの区分次第でございまして、慶弔ですと、値段に応じて豪華な用紙もありますので、合格電報も慶弔で使いたいのであれば慶弔に入ってくるのではないかと、恐らくですが推測でございますけれども、見てございます。

○相田委員　　単に事実を伝えるだけの電報として通常電報でされていたか、そこまで実態は確認できてないということでしょうか。

○浅川料金サービス課課長補佐　　仰る通りです。それぞれの利用者の用途かと考えてございます。

○相田委員　　ありがとうございました。

○大谷委員　　大谷ですけれども、「サクラサク」とか「サクラチル」は定型文だったのかなとちょっと思ったのですけれども。慣習だったのかなというか、よく分からないのですが、定型電報はなくなったということですので、いろんなやり方があるのかも

れないのですが、もらう側はうれしいかもしれないですね、華やかなので。失礼いたしました。

○三友部会長　ありがとうございます。ノスタルジーを感じているようなところもありますね。昔は大学の合格を電報で知らせるのが非常に一般的だったわけですが、今、さすがにそれはもうないだろうとは思いますが。このような内容でございますので、御理解のほどお願いいたします。そのほかに何か御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。

こちらは報告ですので、これで終わりたいと思います。

○三友部会長　以上で本日の審議は終了いたしました。この機会に、何か皆様からございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局、お願いいたします。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐　事務局でございます。次回の電気通信事業部会は、別途御連絡を差し上げますので、皆様方、よろしくお願いいたします。

以上です。

○三友部会長　以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。長い時間どうもありがとうございました。

閉　　会